

民主党は派遣労働者が公正に安心して働けるための改正案をつくる

民主党非正規雇用対策 PT
座長 細川 律夫
事務局長 小林 正夫

1. 従来の民主案に新たに加える「製造業派遣禁止」と「専門業務以外は常用雇用のみ」

- 本年2月から開始された野党三党の派遣法に関する協議を経て、民主党は従来の案に加え、新たに、
 - (1) 専門業務を除き製造業派遣を禁止する。専門業務については政令で定める。
 - (2) 一般労働者派遣事業について、26 専門業務以外は常用雇用のみとする。——の2点を提案したい。
- ものの製造業務における労働者派遣については、派遣労働者の労災が急増するなど労働監督の強化や安全衛生法規の見直し等が不十分であること、また、製造業の現場において労働者派遣の利用が広がるにつれ、戦後の日本の発展の原動力となってきた物づくりが危機的状況に陥る懸念が出されてきた。製造業派遣が可能な専門業務を政令で規定することにより、**派遣労働者の技能訓練について派遣元の責任がより明確となり、高度熟練技術の継承の一助となることを期待したい。**
- 一般労働者派遣事業については、26 専門業務以外については常用雇用とすることにより、**派遣労働者の雇用の安定がよりはかれると考える。**

2. なぜ社民党案では難しいのか

- 社民党からは当初、「登録型派遣の禁止」という提案がされた。「登録型派遣」は「常用型派遣」と対比して語られるが、「派遣会社に登録しておいて、派遣先の会社で働く期間だけ、派遣会社と労働契約を結ぶ労働者」というのが一般的なイメージだ。しかし、現行の労働者派遣法には「登録型派遣」という言葉すらない。**禁止する対象が法律の中に存在しないのだから、法律上、登録型派遣の禁止はできない。**
- 次に社民党から4月下旬に提案された案は、「登録型派遣は有期雇用なのだから、有期労働者の派遣を禁止すれば登録型派遣は禁止される」という考え方だった。しかし、日本で雇用されている約5160万人のうち「非正規」と呼ばれる労働者は1760万人、派遣労働者は約140万人である（非正規社員の8%、全体の2.7%＝平成20年労働力調査）。この**派遣労働者についてのみ有期雇用を禁止することについては、合理的な説明ができないと考える。**
- 確かに、働く人全員が期間に定めのない「無期雇用」で働くことができる社会は理想だ。しかし、**現実の経済社会では、景気変動するし、需要も変化する。労働力の調整も必要だ。**仮に「派遣会社は社員全員を無期雇用で雇わなければならない」となれば、社員を派遣する会社がみつからないときも派遣会社は給料を払わなければならない、経営が成り立たない。
- もともと労働者派遣という仕組みは原則、最長3年で一時的・臨時的に働くことが前提となっている。**無期雇用であれば雇用が安定するとはいえないのが実態だ。**最近の厚労省調査では、派遣契約が中途解除された無期雇用の労働者4400人余のうち77%が離職、ほぼ全員が解雇されている（有期雇用は89%が離職）。

- 労働市場に与える影響も大きい。派遣労働者が有期雇用で働くことを禁止すれば、少なくとも約 84 万人、登録者も含めると最大約 151 万人が派遣会社で無期雇用されるか、派遣先に直接雇用されなければ、失業者となる。派遣労働者にとってのデメリットを正すことは必要だが、かえって失業者があふれては元も子もない。

3. 民主党は、労働契約法案と派遣法改正案の 2 本立て+セーフティネット強化

- 民主党は労働者派遣法改正の議論を 2007 年秋から続けてきた。その中でまず、雇用は無期雇用が基本原則であり、有期雇用は例外であること、また、雇用は「直接雇用」が基本原則であり、労働者派遣のように雇い主と使用者が分離する「間接雇用」は例外であることを明確にした。そして、有期雇用については締結できる事由を限定することとし、これを定めた「期間の定めのある労働契約の規制等のための労働契約法改正案」を 08 年末に再提出した。この有期雇用を結ぶ労働者には当然、派遣労働者も含まれる。
- 労働者派遣法そのものについては、派遣労働者が公正なルールのもと、安心して働くことができるためにはどうすればよいかを検討し、違法派遣の頻発に歯止めをかけるため、改正案に次のようなポイントを盛り込んだ。
 - ◇ 労働契約が 2 ヶ月以下の派遣は禁止する。2 ヶ月を超える労働契約を結ぶことにより、厚生年金や組合健保への加入資格が生じる。解雇予告手当の通告も適用される。これにより影響を受ける最大 22 万人（推定）については、派遣先の会社が直接雇用するか、派遣会社が 2 ヶ月を超える労働契約を結んで派遣することとなる。
 - ◇ 違法派遣の場合は派遣先が雇う「直接雇用のみなし規定」を入れる。これは「偽装請負」など違法派遣をした場合、派遣先の会社が派遣労働者を雇わなければならない画期的な仕組みであり、民主党案の目玉だ。これにより、派遣労働者と労働契約を結んでいない派遣先の会社も派遣労働者に対する一定の雇用責任を負うことになる。
 - ◇ 派遣労働者と派遣先社員との均等待遇原則を盛り込む。かねて格差問題の背景として、派遣労働者の賃金が同じような仕事をしている派遣先社員と比べて著しく安いという指摘があるからだ。
- さらに、格差と貧困の問題が深刻化する中、労働契約終了後の生活が一定期間安定し、再就職に向けた選択肢が増えるよう、緊急対策として、以下のようなセーフティネットの強化策も提案した。
 - ◇ 派遣労働者も含め、すべての労働者が雇用保険に加入するよう雇用保険法改正案を提出した。この中には住まいと仕事の確保のための生活支援策も入れた。
 - ◇ 雇用保険と生活保護の間に新たなセーフティネットを設けるよう求職者支援法案を提出し、職業訓練を受けることを条件に生活支援を給付することとした。産業構造の転換にあわせ、新しい能力や技能を身に付け、失業者が新たな職に就けるような仕組みを提案した。
- 厳しい雇用失業情勢にあって、一歩でも二歩でも着実に問題点を改善させる対応こそが、政権を担おうという政党に求められると確信する。さらに今回、新たに二つの提案を加えたことにより、派遣労働者がより公正なルールのもと、安心して納得して働くことができると考える。

以上